

令和5年3月

第2回人吉市議会（定例会）議案

人吉市

令和5年3月第2回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件	名
議第 2号	令和4年度	人吉市一般会計補正予算（第12号）
議第 3号	令和4年度	人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第 4号	令和4年度	人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第 5号	令和4年度	人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第 6号	令和4年度	人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第 7号	令和4年度	人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第 8号	令和5年度	人吉市一般会計予算
議第 9号	令和5年度	人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第10号	令和5年度	人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第11号	令和5年度	人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第12号	令和5年度	人吉市介護保険特別会計予算
議第13号	令和5年度	人吉市水道事業特別会計予算
議第14号	令和5年度	人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第15号	令和5年度	人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第16号	令和5年度	人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
議第17号		人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第18号		人吉市学校教育振興基金条例の制定について
議第19号		人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第20号		人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について
議第21号		人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議第22号		人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議第23号		人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
議第24号		人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定

- について
- 議第 2 5 号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 議第 3 2 号 人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 3 号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 4 号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 5 号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 6 号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について
- 議第 3 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 3 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 3 9 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 4 0 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報第 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告について

- 議第 17号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 18号 人吉市学校教育振興基金条例の制定について
- 議第 19号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 20号 人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議第 21号 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 22号 人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 23号 人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議第 24号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 25号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 26号 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 27号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 28号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 29号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 30号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 31号 人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 議第 32号 人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 33号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 3 4 号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 5 号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 17 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 2 項中「それぞれの職にある者」を「市長の職にある者」に改め、「退職の日」の次に「。ただし、市長以外の職にある者がそれぞれの任期の途中において退職したとき、又は現に市長の職にある者の任期満了の日前に市長以外の職にある者がそれぞれ任期満了となるときは、その日」を加え、附則に次の 2 項を加える。

4 7 市長等の給料月額は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までの間、附則第 4 2 項の規定にかかわらず、市長にあっては別表第 1 の額から当該額に 10 分の 4 を乗じて得た額を減じた額とし、副市長及び教育長にあっては別表第 1 の額から当該額に 20 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

4 8 前項の規定の適用を受けている者が退職した場合における人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第 3 条に規定する給料月額は、別表第 1 に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市長等の令和 5 年 4 月分の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第 18 号

人吉市学校教育振興基金条例

(設置)

第 1 条 人吉市立小学校及び中学校の学校教育施設及び教育環境の整備その他教育振興の事業の財源に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、人吉市学校教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に定める事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。ただし、国庫補助を受けて学校教育施設及び設備（以下「学校教育施設等」という。）を整備したものの処分手続に伴い積み立てたものは、学校教育施設等の整備にのみ充てるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

人吉市立小学校及び中学校の学校教育施設及び教育環境の整備その他教育振興の事業の財源に充てる基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものである。

議第 19 号

人吉市体育施設条例の一部を改正する条例

人吉市体育施設条例（平成 8 年人吉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「上原 1883 番地」を「牛塚 1883 番地 1」に、「瓦屋町 1534 番地」を「城本町 1291 番地 10」に、「7 番地 1」を「7 番地 6」に改める。

別表第 7 の 4 冷暖房設備の表中 「

第 1 武道場	1 時間につき	9 0 0 円
---------	---------	---------

 」

を 「

第 1 武道場	1 時間につき	9 0 0 円
第 2 武道場	1 時間につき	9 0 0 円

 に改める。 」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 7 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に体育施設を使用する者の使用料について適用し、同日前に体育施設を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第 2 武道場に設置された空調機器について、その使用料を定めるため、その他所要の改正のため条例の一部を改正するものである。

議第 2 0 号

人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例

人吉市市民プール検討委員会設置条例（令和 3 年人吉市条例第 3 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

人吉市市民プール 検討委員会	委員長	日額	6 , 0 0 0 円
	委員	日額	5 , 5 0 0 円

を削る。

（提案理由）

人吉市市民プール検討委員会の所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものである。

議第 2 1 号

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成 2 7 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「人吉市まち・ひと・しごと創生」を「人吉市デジタル田園都市構想」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「まち・ひと・しごと創生」を「デジタル田園都市構想」に改める。

（提案理由）

国が、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定したことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 2 号

人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例

人吉市総合計画策定審議会条例（昭和 4 5 年人吉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「 2 5 人」を「 3 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

総合計画策定審議会の委員を増員するため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 3 号

人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例

人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例（令和 2 年人吉市条例第 3 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

人吉市復興計画策定委員会	委員長	日額	6,000円
	委員	日額	5,500円

を削る。

（提案理由）

人吉市復興計画策定委員会の所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものである。

議第 2 4 号

人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(人吉市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 人吉市国民健康保険条例(昭和 3 5 年人吉市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 8 , 0 0 0 円」を「4 8 8 , 0 0 0 円」に改める。

(人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和 2 年人吉市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

附則中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 5 月 7 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市国民健康保険条例第 6 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令(大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号)等の改正及び傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 5 号

人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例

人吉市子ども・子育て基本条例（平成 2 5 年人吉市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 7 7 条」を「第 7 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 26 号

人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する
条例

人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例（平成 22 年人吉市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「九日町 8 2 番地 1」を「下城本町 1 5 7 8 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

ほっとステーション九ちゃんクラブの位置を変更するため、条例の一部を改正するものである。

議第 27 号

人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

人吉市子ども医療費助成に関する条例（平成 11 年人吉市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例による子ども医療費の助成のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

子ども医療費の助成の対象となる者の年齢を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

議第 28 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年人吉市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし

を防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること、及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 29 号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年人吉市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書並びに第 1 号及び第 2 号中「第 1 項」を削り、同項第 3 号中「第 1 項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 1 項」を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改める。

第 8 条及び第 13 条第 4 項第 3 号中「第 1 項」を削る。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」の次に「第 1 項」を加える。

第 20 条第 4 号中「第 1 項」を削る。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改め、同条第 2 項中「第 1 項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第 3 項中「同項」を「同条」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改め、同条第 2 項中「第 1 項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に、「同項」を「同条」に改める。

第 37 条第 2 項及び第 39 条第 2 項中「第 1 項」を削る。

第 51 条第 1 項から第 3 項までの規定中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 0 号

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定）

第 1 3 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再

開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 1 号

人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことができないものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うこと、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育み、守り、受け継いできた。

しかしながら、手話は、ろう教育において読唇と発声の訓練を中心とする口話教育が導入されたことにより、長年にわたり言語として認められてこなかった。

このため、手話を使用することができる環境の整備が十分になされず、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションを図ることが困難であり、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、平成 1 8 年の国際連合総会で採択され、平成 2 6 年に我が国も批准した障害者の権利に関する条約において、手話は音声言語と同じく言語であることが国際的に認知されることとなった。

また、平成 2 3 年に改正された障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）において、すべての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることが規定された。

このような状況にもかかわらず、手話が言語であることの理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を選択することができる環境の整備が十分に進んでいるとは言えない。

よって、ここに人吉市は、手話が言語であることを普及し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であることの普及及び障がいの特性に

応じたコミュニケーション手段の利用の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民が障がいの有無にかかわらず、人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいのある者であって、手話を言語として使用し、日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう。
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置その他障がい者が日常生活又は社会生活において使用する意思疎通を図るための手段をいう。
- (5) 合理的配慮 障がい者が日常生活又は社会生活において、障がいのない人と同等の権利を行使するため、個々の場面において社会的障壁を除去するための必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する共生社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 手話言語の普及は、手話が音声言語とは別の独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に育み、守り、受け継いできた文化的所産であるものと認識した上で行わなければならない。

- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保と利用の機会の拡大は、すべての市民が、様々な障がいの特性によるコミュニケーション等の困難さがあることを理解し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重することを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という）に基づき、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及に関する施策
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備に関する施策
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報提供に関する施策
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を支援する者の確保及び養成に関する施策
- (5) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする障がい児及びその保護者等への支援に関する施策
- (6) 災害時における障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に

よる情報の取得及び利用の支援に関する施策

(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に掲げる施策を推進するに当たり必要があると認めるときは、障がい者その他関係者から意見を聴取するものとする。

(財政上の措置)

第 8 条 市は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段の利用の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、市の施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに条例を制定するものである。

議第 3 2 号

人吉市保健センター条例の一部を改正する条例

人吉市保健センター条例（昭和 5 4 年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「永溝 7 番地の 1 」を「一本杉 1 1 8 番地 1 」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。
（平成 2 8 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の廃止）
- 2 平成 2 8 年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例（平成 2 8 年人吉市条例第 2 6 号）は、廃止する。

（提案理由）

保健センターの位置を変更するため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 3 号

人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年人吉市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 景観審議会の項の次に次のように加える。

土地区画整理審議会	会長	日額	6,000円
	委員	日額	5,500円
土地区画整理評価員		日額	5,500円

附 則

この条例は、人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例(令和 4 年人吉市条例第 3 2 号)の施行の日から施行する。

(提案理由)

土地区画整理審議会及び土地区画整理評価員の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 4 号

人吉市営住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営住宅条例（平成 9 年人吉市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 0 条」を「第 4 1 条」に、「第 4 1 条」を「第 4 2 条」に、「第 4 2 条」を「第 4 3 条」に、「第 4 3 条」を「第 4 4 条」に、「第 4 4 条」を「第 4 5 条」に改める。

第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（共益費の徴収）

第 1 8 条の 2 市長は、規則で定めるところにより、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があるものを共益費として入居者から徴収する。

第 4 4 条を第 4 5 条とし、第 4 3 条を第 4 4 条とし、第 4 2 条を第 4 3 条とする。

第 4 1 条中「、第 3 9 条から前条まで」を「及び前 2 条」に改め、同条を第 4 2 条とし、第 4 0 条を第 4 1 条とし、第 3 9 条を第 4 0 条とし、第 3 8 条の次に次の 1 条を加える。

（債権の放棄）

第 3 9 条 市長は、市営住宅の家賃に係る債権、共益費及び駐車場使用料について、消滅時効が完成したものであって規則で定める場合について、当該債権を放棄することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 3 9 条の規定は、この条例の施行の際現に滞納となっている市営住宅の家賃に係る債権、共益費及び駐車場使用料についても適用する。

（提案理由）

市営住宅の家賃に係る債権等について債権放棄をすることができる規定を設けることにより、当該債権の合理的な管理を行うため、その他所要の改正のため条例の一部を改正するものである。

議第 3 5 号

人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営単独住宅条例（令和 2 年人吉市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（共益費の徴収）

第 2 1 条の 2 市長は、規則で定めるところにより、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があるものを共益費として入居者から徴収する。

第 4 5 条を第 4 6 条とし、第 4 4 条を第 4 5 条とする。

第 4 3 条中「第 4 1 条」を「第 4 2 条」に改め、同条を第 4 4 条とし、第 4 0 条から第 4 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 9 条の次に次の 1 条を加える。

（債権の放棄）

第 4 0 条 市長は、市営単独住宅の家賃に係る債権、共益費及び駐車場使用料について、消滅時効が完成したものであって規則で定める場合について、当該債権を放棄することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 4 0 条の規定は、この条例の施行の際現に滞納となっている市営単独住宅の家賃に係る債権、共益費及び駐車場使用料についても適用する。

（提案理由）

市営単独住宅の家賃に係る債権等について債権放棄をすることができる規定を設けることにより、当該債権の合理的な管理を行うため、その他所要の改正のため条例の一部を改正するものである。

議第 36 号

人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から人吉球磨広域行政組合を組織する構成市町村議会の組織に関して議員の定数等を変更するため、人吉球磨広域行政組合格約（平成元年熊本県指令地第 24 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨広域行政組合格約の一部を変更する規約

人吉球磨広域行政組合格約（平成元年 10 月 1 日熊本県指令地第 24 号）の一部を次のとおり変更する。

第 5 条第 1 項中「30 人」を「23 人」に、「人吉市 8 人 錦町 3 人 多良木町 3 人」を「人吉市 5 人 錦町 2 人 多良木町 2 人」に、「あさぎり町 4 人」を「あさぎり町 2 人」に改める。

第 8 条第 3 項中「（ただし、人吉市、錦町、多良木町及びあさぎり町以外の 6 町村の出席議員については、1 人以上。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（議員の数に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現に組合議員の職にある者の数が、改正後の第 5 条に規定する定数を超過しているときは、同条の規定にかかわらず、当該議員の任期中に限り、当該数をもって定数とする。

（提案理由）

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議第 37 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 佐無田 学 令和 5 年 3 月 31 日任期満了
- 2 佐無田 学の略歴

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 3 8 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 本田 利廣 令和 5 年 3 月 3 1 日任期満了
- 2 本田 利廣の略歴

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭

和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 3 9 号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 丸本 縁
- 2 迫田 浩二の略歴

（提案理由）

固定資産評価員を選任するに当たっては、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第40号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月28日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 中島 祐一 令和5年3月31日 任期満了
- 2 中島 祐一の略歴

(提案理由)

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意が必要である。

報第 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 1 号 損害の賠償について
（令和 5 年 2 月 16 日専決）

令和 5 年 2 月 28 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 16 日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
69,542 円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

